

第9節 へき地医療

現状と課題

1 宮城県へのき地医療の現状

(1) 無医地区等

- 宮城県には、へき地医療対策の必要な地区として、令和4（2022）年10月末時点で、無医地区*1（9地区）、無医地区に準じる地区*2（7地区）、無歯科医地区*1（8地区）、無歯科医地区に準じる地区*2（6地区）があります。
- 県内の無医地区・無歯科医地区は、東日本大震災で被災した医療機関の閉鎖等に伴い一時的に増加したものの、令和4（2022）年10月末時点では、震災前の数を下回っており、交通環境の整備が進んだことなどにより減少傾向にあります。

【図表5-2-9-1】県内無医地区・無歯科医地区等の状況（令和4（2022）年10月末現在）

医療圏	市町村	無医地区	準無医地区	無歯科医地区	準無歯科医地区	備考
仙南	白石市		蔵王、上戸沢		蔵王、上戸沢	
	七ヶ宿町		干蒲		干蒲	
	丸森町	羽出庭、峠、青葉・黒佐野、耕野、筆甫、大張		羽出庭、峠、青葉・黒佐野、耕野、筆甫、大張		大張 （準無医地区→無医地区）
石巻・登米・気仙沼	登米市	相川、嵯峨立	野尻、大萱沢、大綱木・合ノ木	相川	野尻、大萱沢	大綱木・合ノ木 （無医地区→準無医地区）
	女川町	出島・寺間	江島	出島・寺間	江島	
2医療圏	5市町	9地区	7地区	8地区	6地区	
		無医地区等計16地区		無歯科医地区等計14地区		

出典：「令和4年度 無医地区等調査・無歯科医地区等調査」（厚生労働省）

【図表5-2-9-2】県内無医地区等・無歯科医地区等数の推移

	平成11年度	平成16年度	平成21年度	平成26年度	令和元年度	令和4年度
無医地区・準無医地区	33	28	17	19	16	16
無歯科医地区・準無歯科医地区	37	29	17	18	14	14

出典：「令和4年度 無医地区等調査・無歯科医地区等調査」（厚生労働省）

*1 無医地区（無歯科医地区）
医療機関（歯科医療機関）のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4 kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関（歯科医療機関）を利用することができない地区をいいます。

*2 無医地区（無歯科医地区）に準じる地区
無医地区（無歯科医地区）には該当しないものの、これに準じて医療の確保が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めた地区をいいます（準無医地区・準無歯科医地区）。

(2) ヘき地診療所

- 地域住民に医療を提供するため、16か所のヘき地診療所*1が整備・運営されています。
- 多くのヘき地診療所において、在宅医療を希望する住民に対して訪問診療が実施されています。

【図表5-2-9-3】ヘき地診療所一覧（令和4年4月1日時点）

市町村	施設名称	開設者	診療科目	医療従事者		所在地
				職種	勤務形態	
七ヶ宿町	七ヶ宿町国民健康保険診療所	市町村	内科・小児科・ 外科・歯科	医師	常勤	刈田郡七ヶ宿町字関
				歯科医師	非常勤	
				看護師	常勤	
	七ヶ宿町国民健康保険湯原診療所	市町村	内科・小児科・ 外科	医師	非常勤	刈田郡七ヶ宿町字東口道下
塩竈市	塩竈市浦戸診療所	市町村	内科・外科	医師	非常勤	塩竈市浦戸野々島
				看護師	非常勤	
栗原市	熊坂医院	個人	内科	医師	常勤	栗原市一迫字川口
				看護師	常勤	
	栗原市立花山診療所	市町村	内科・眼科	医師	非常勤	栗原市花山字本沢北ノ前
				看護師	非常勤	
	栗原市立鶯沢診療所	市町村	内科	医師	非常勤	栗原市鶯沢南郷広面
				看護師	常勤	
	萩野診療所	医療法人	内科・小児科・ 整形外科・リハビ リテーション科	医師	常勤	栗原市金成有壁上原前
				看護師	非常勤	
登米市	米川診療所	医療法人	内科・小児科	医師	常勤	登米市東和町米川字町下
				看護師	常勤	
石巻市	石巻市田代診療所	市町村	内科	医師	非常勤	石巻市田代浜字仁斗田
				看護師	常勤	
	石巻市寄磯診療所	市町村	内科・外科	医師	非常勤	石巻市寄磯浜赤島
				看護師	常勤	
	石巻市橋浦診療所	市町村	内科・小児科	医師	常勤	石巻市北上町橋浦字大須
				看護師	常勤	
	網小医院	医療法人	内科・外科・整形 外科・脳神経外科 ・泌尿器科	医師	常勤	石巻市長渡浜杉
				看護師	常勤	
	網小歯科診療所	医療法人	歯科	歯科医師	非常勤	石巻市長渡浜杉
	石巻市雄勝診療所	市町村	内科・外科・ 整形外科	医師	非常勤	石巻市雄勝町小島字和田
				看護師	常勤	
石巻市雄勝町	石巻市雄勝歯科診療所	市町村	歯科	歯科医師	常勤	石巻市雄勝町小島字和田
気仙沼市	大島医院	個人	内科・整形外科	医師	常勤	気仙沼市高井
				看護師	常勤	
6市町	16診療所					

出典：「令和4年度 ヘき地医療現況調査」（厚生労働省）

*1 ヘき地診療所

無医地区（無歯科医地区）及び無医地区（無歯科医地区）に準じる地区において、地域住民の医療を確保することを目的として整備・運営される診療所をいいます。

整備しようとする場所を中心としておおむね半径4km以内に人口1,000人以上であって、かつ最寄りの医療機関まで30分以上を要する診療所をいいます。また、人口が原則300人以上1,000人未満の離島に所在する診療所をいいます。

(3) ヘき地医療拠点病院

- 地域住民に対する医療提供体制を確保するため、ヘき地医療拠点病院*1として4病院が指定され、県内のヘき地診療所への代診医派遣を実施しています。
- 代診医派遣回数は、平成29（2017）年度以降は増加傾向にありますが、診療所の依頼状況により派遣できる病院や回数が変動します。

【図表5-2-9-4】ヘき地医療拠点病院の概況（令和4（2022）年度）

	公立黒川病院	石巻赤十字病院	みやぎ県南中核病院	大崎市民病院
開設者	地方公共団体 (黒川地域行政事務組合)	日本赤十字社	地方公共団体 (みやぎ県南中核病院企業団)	地方公共団体 (大崎市)
指定年度	平成19年度	平成24年度	平成27年度	平成30年度
診療科数	17科	32科	34科	43科
全病床数	170床	464床	310床	500床
常勤医数	15人	153人	100人	150人

出典：「令和4年度 ヘき地医療現況調査」（厚生労働省）、県保健福祉部調査

【図表5-2-9-5】ヘき地診療所への代診医派遣実績

(単位：回)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公立黒川病院	23	26	10	12	14	23
石巻赤十字病院	0	12	8	8	6	2
みやぎ県南中核病院	29	29	5	45	43	29
大崎市民病院	-	8	11	11	12	12
合計回数	52	75	34	76	75	66

出典：県保健福祉部調査

(4) ヘき地医療に従事する医師等

- ヘき地医療については、ヘき地診療所やヘき地医療拠点病院に勤務する医師をはじめとした医療従事者が担っています。
- 自治医科大学、東北医科薬科大学及び東北大学の地域枠において、ヘき地医療を含めた地域医療に貢献する医師の養成が行われています。
- みやぎドクターバンク事業により、県内の自治体病院等で診療業務に従事する医師が採用され、地域医療を担っています。

(5) ヘき地を支援するシステム等

- ヘき地医療を広域的かつ効率的に支援するため、県医療政策課内に設置されたヘき地医療支援機構が、ヘき地診療所の医師が不在となる場合に、ヘき地医療拠点病院からヘき地診療所への代診医派遣の調整等を実施しています。
- ヘき地における患者搬送体制については、救急車両、船舶及びドクターヘリにより、救急医療機関等への搬送体制が整備されています。
- 離島と本土をつなぐ橋梁の整備については、平成31（2019）年4月に気仙沼大島大橋が開通したほか、女川町出島において整備が進められており、架橋による医療機関へのアクセス向上が期待されています。

*1 ヘき地医療拠点病院

無医地区及び無医地区に準じる地区を対象として、ヘき地医療支援機構の指導・調整の下に、巡回診療、ヘき地診療所等への代診医派遣などの医療活動を継続的に実施できると認められる病院をいいます。都道府県知事が指定します。

【図表5-2-9-6】へき地医療の体制（令和5年4月1日時点）

	へき地医療	へき地医療の支援医療	行政機関等の支援
機能	へき地における医療	へき地の診療を支援する医療	行政機関等によるへき地医療の支援
目標	● 無医地区等における地域住民の医療の確保 ● 専門的な医療や高度な医療へのアクセスの向上	● 診療支援機能の向上	● 地域医療計画の作成 ● 作成した計画に基づく施策の実施
医療機関等	● へき地診療所（16か所）	● へき地医療拠点病院 4か所 公立黒川病院、石巻赤十字病院、みやぎ県南中核病院、大崎市民病院 ● 特定機能病院 東北大学病院 ● 地域医療支援病院 13か所 ● 臨床研修病院 19か所 ● 救命救急センターを有する病院 6か所 東北大学病院高度救命救急センター 仙台医療センター救命救急センター 仙台市立病院救命救急センター 大崎市民病院救命救急センター 石巻赤十字病院救命救急センター みやぎ県南中核病院救命救急センター	● 宮城県 ● へき地医療支援機構 （宮城県保健福祉部医療政策課内） ● 宮城県医師育成機構 （宮城県保健福祉部医療人材対策室内） ● 公益社団法人地域医療振興協会
求められる事項	● 総合的な診療が可能な医師等 ● 必要な医療機器等の整備 ● 巡回診療の実施 ● へき地医療拠点病院等における研修への参加 ● 保健指導の提供	● 巡回診療等による医療の確保 ● へき地診療所への代診医の派遣及び技術指導、援助 ● へき地の医療従事者に対する研修の実施、研究施設の提供 ● 遠隔診療等の実施による各種診療支援 ● 24時間365日、医療にアクセスできる体制の整備 ● 高度診療機能による、へき地医療拠点病院の診療活動の援助 ● その他、へき地における医師確保のために市町村が実施する事業への協力	【宮城県】 ● 地域医療計画の策定 ● 地域医療計画に基づく施策の実施 【へき地医療支援機構・医師育成機構】 ● 地域医療計画に基づく施策の実施 ● 代診医派遣等の調整、へき地医療拠点病院への代診医派遣要請 ● へき地医療従事者へのキャリア形成支援 ● 両機構の連携による、へき地医療体制の総合的な企画運営

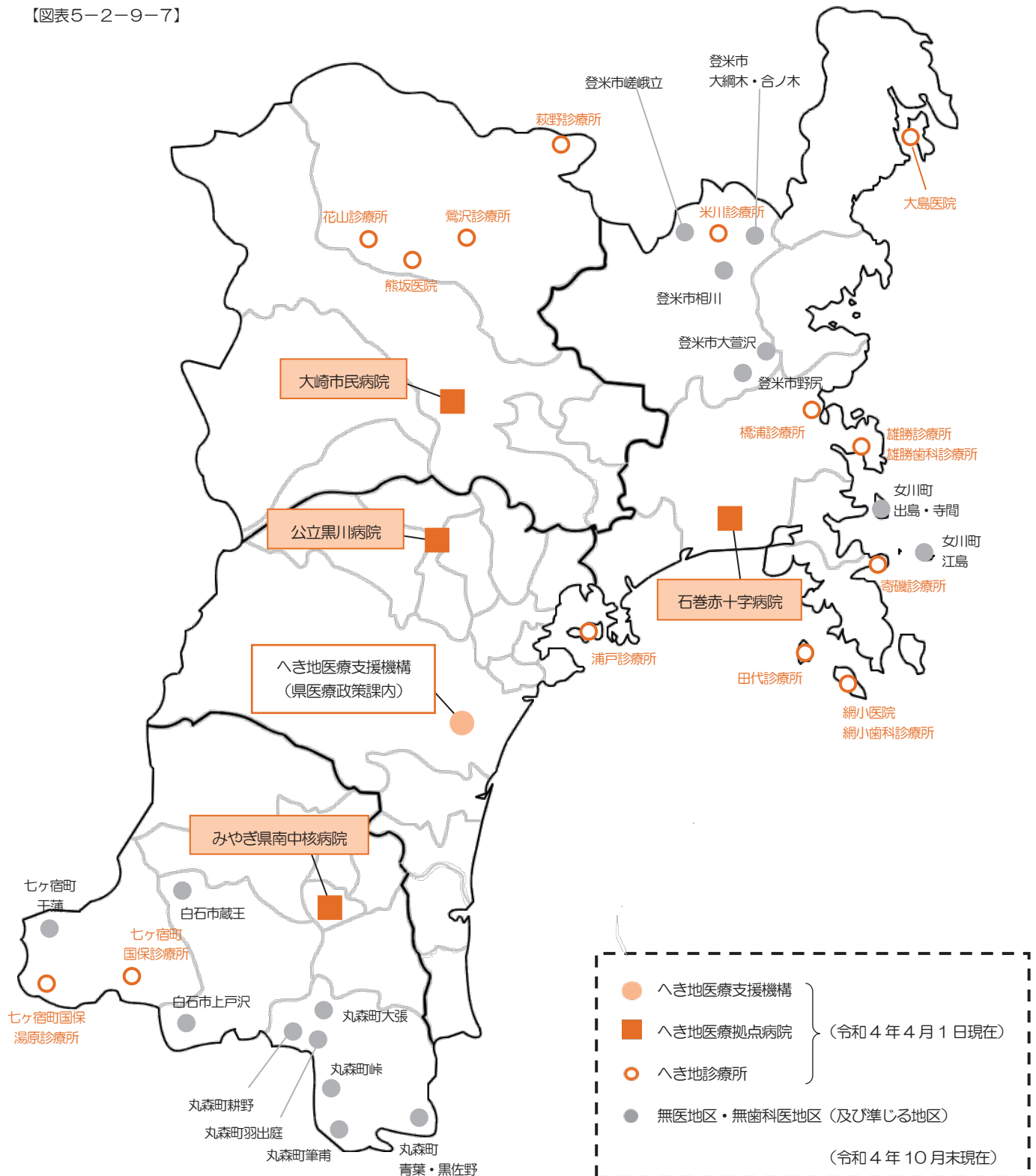
参考：厚生労働省「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」

2 医療提供体制等の課題

- へき地診療所には、医師等の確保、必要な医療機器の整備及びへき地医療拠点病院との連携等により、地域住民の医療を確保することが求められています。
- へき地医療拠点病院には、へき地診療所への代診医の派遣及び技術指導並びに援助、遠隔診療等の実施による各種診療支援等により、診療支援機能を向上することが望まれています。
- へき地医療支援機構には、代診医派遣等の調整や、宮城県医師育成機構との連携による、へき地医療体制の総合的な企画運営が必要とされています。

へき地医療機能の現況

【図表5-2-9-7】



出典：「令和4年度 無医地区等調査・無歯科医地区等調査」、
「令和4年度 へき地医療現況調査」（厚生労働省）

目指す方向

- 無医地区等における地域住民の医療を確保するとともに、診療支援体制の整備を図ります。

取り組むべき施策

1 ヘき地の診療体制の確保

- ヘき地診療所の継続と診療体制の充実を図るため、運営を支援するとともに、施設・設備の整備を推進します。
- ヘき地診療所等における訪問診療に必要な機器整備を推進し、訪問診療による診療体制の強化を目指します。
- 訪問看護師の確保と資質向上を図るため、訪問看護事業所における訪問看護師の育成を支援します。

2 ヘき地診療の支援体制の強化

(1) ヘき地医療拠点病院による支援体制の強化

- ヘき地医療拠点病院が実施するヘき地診療所への代診医派遣、ヘき地医療従事者に対しての医療知識・技術を習得するための研修などを支援します。
- 遠隔医療設備の導入を支援し、情報通信機器の活用による病院・診療所間の連携を図ります。

(2) 患者搬送体制の充実

- ドクターヘリの活用や患者輸送車・患者輸送艇の整備を支援することにより、ヘき地における救急医療機関等への患者搬送体制の一層の充実を目指します。

3 ヘき地医療体制の総合的な企画運営

ヘき地医療支援機構と宮城県医師育成機構の連携により、ヘき地における医師の確保、キャリア形成支援及び代診医派遣の調整等をより効果的・効率的に推進します。

- 修学資金制度等における指定医療機関に、ヘき地医療を担う医療機関を含めることで医師の確保に努めます。
- みやぎドクターバンク事業等により県内で勤務を希望する医師を募集し、県内の自治体病院・診療所の医師の確保を図ります。
- 地域医療に従事するための動機付けとして、県内外の医学生を対象とした研修会や、医学部等を目指す高校生に対する講演などを実施します。

数値目標

指 標	現 況	2029年度末	出 典
へき地診療所からの代診医依頼に対する派遣率*1	79% (2022年度)	100%	県保健福祉部調査
へき地医療拠点病院の中で必須事業*2の実施回数が年間1回以上の医療機関の割合	100% (2022年度)	100%	県保健福祉部調査

* 1 派遣率
へき地診療所からへき地医療支援機構への代診医派遣調整依頼に対する、へき地医療拠点病院からへき地診療所への実際の代診医派遣割合

* 2 必須事業
「へき地保健医療対策等実施要綱」（令和4年7月29日医政発0729第13号厚生労働省医政局長通知）において定められている、へき地医療拠点病院が行う事業のうち、いずれかは必須で実施すべきとされている以下の事業

- ・巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること
- ・へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助に関すること
- ・遠隔医療等の各種診療支援に関すること